

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

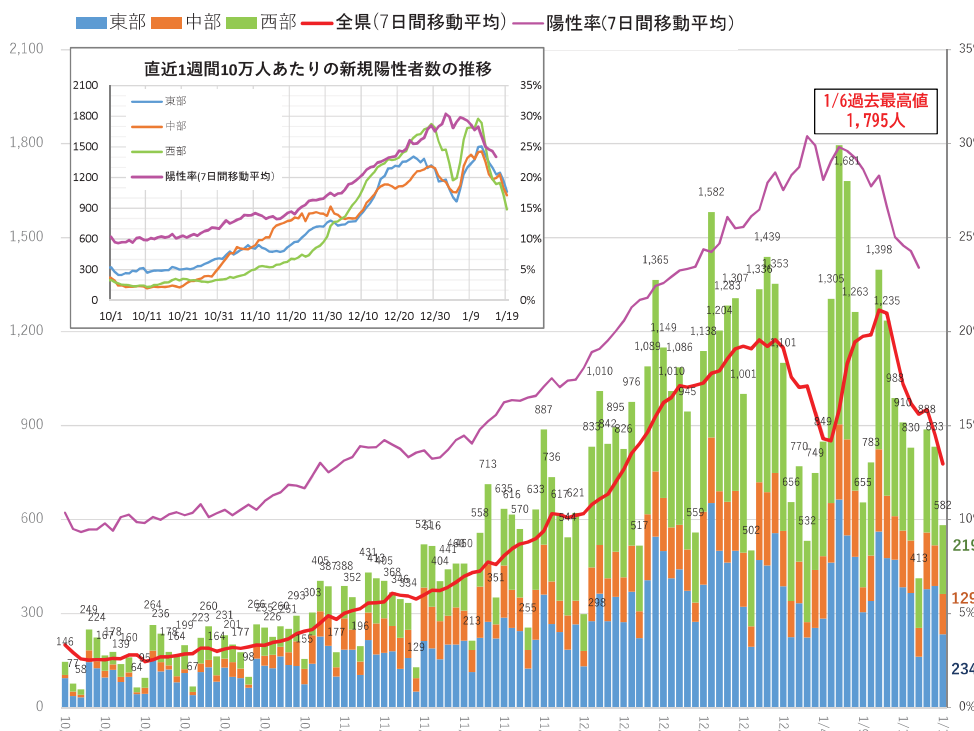
- ・ 第383回 令和5年1月19日開催

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第383回）

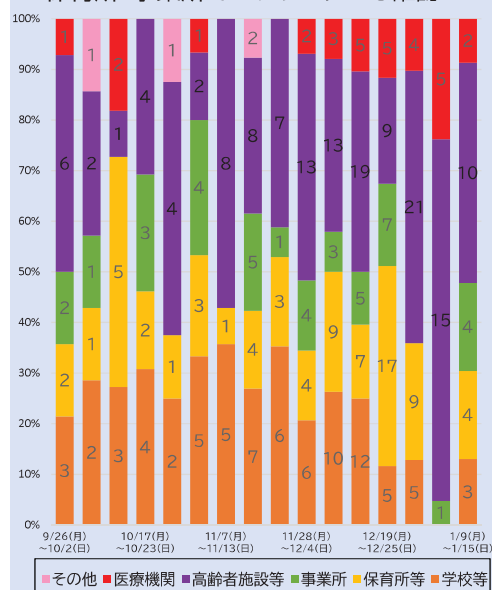
- 日時：令和5年1月19日（木）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
 - 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、福祉保健部（テレビ会議参加）
 - 東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
 - 鳥取市保健所長
 - 公益社団法人鳥取県医師会 渡辺会長
 - 一般社団法人鳥取県東部医師会 石谷会長
 - 公益社団法人鳥取県中部医師会 安梅会長
 - 公益社団法人鳥取県西部医師会 根津会長
 - 鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）
 - 千酌教授（アドバイザー）
- 議題：
 - (1) 県内の感染状況について
 - (2) その他

鳥取県の新規陽性者数の推移等



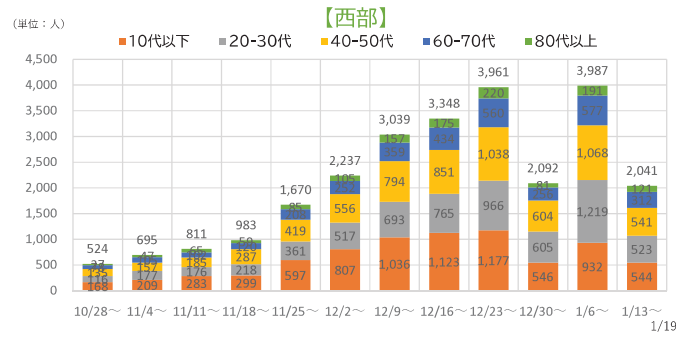
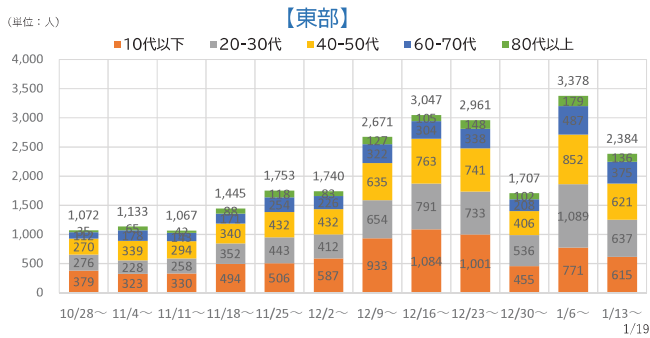
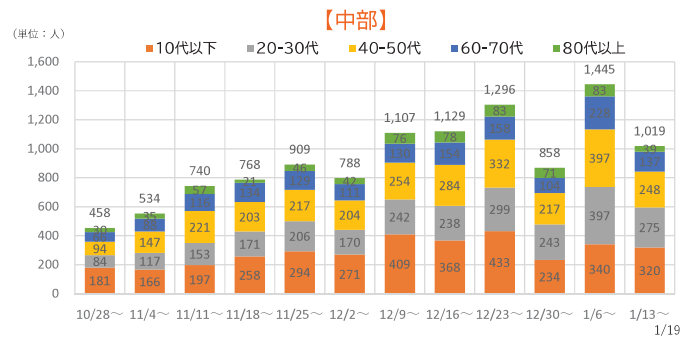
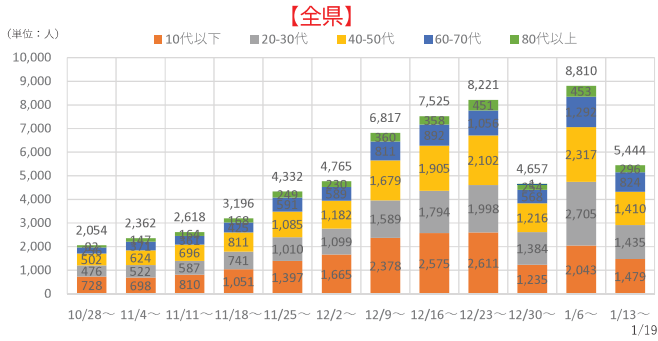
【最近のクラスター発生状況】

- 1月以降、高齢者施設等で25件のクラスターを確認
- 新学期や企業活動の再開等に伴い、学校・保育所・事業所でのクラスターも確認



鳥取県の年代別感染者数(7日間毎)

[1/13~1/19は速報値]



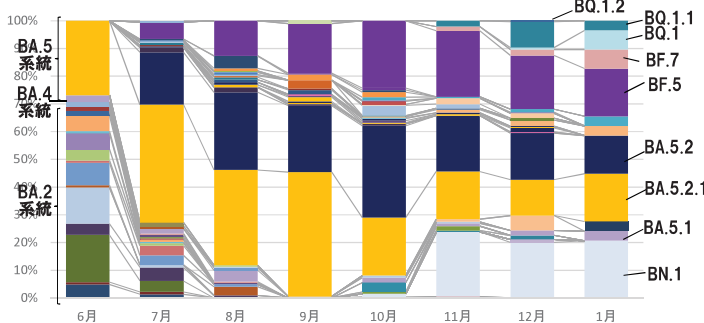
3

県内におけるオミクロン新系統の発生状況

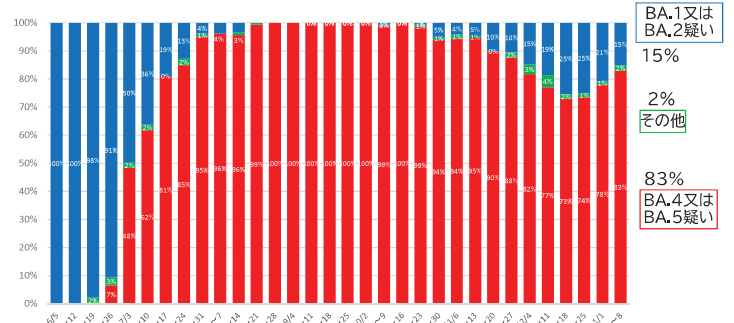
○県内は、より免疫逃避能があると指摘されている新系統(BN.1系統、BQ.1系統、BF.7系統等)も含め、様々な変異株を引き続き検出

- ・「BN.1(BA.2.75系統)」が11月以降増加:10月3件→11月45件→12月以降62件
- ・「BQ.1.1(BA.5.3系統)」が増加傾向:11月4件(いずれも西部)→12月以降27件(東11、中8、西8)
「BQ.1」4件、「BQ.1.2」1件も確認
- ・「BF.7(BA.5.2.1系統)」も複数検出:11月3件(東3)→12月以降8件(東3、中2、西3)
- ・「XBB系統」(XBB.1、XBB.1.5等:BA.2.10系統とBA.2.75系統の組換え体)は11月に1件確認以降検出なし
- ・変異株スクリーニング検査でL452R陽性(BA.5系統疑い)の割合が12月中旬を境に再び増加傾向
12月中旬(12/12-18):73%→1月上旬(1/2-8):83%

【鳥取県】ゲノム解析結果の推移



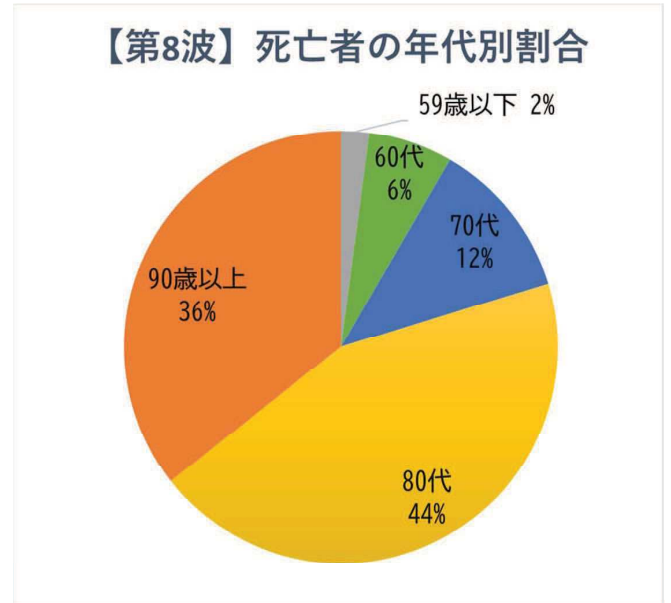
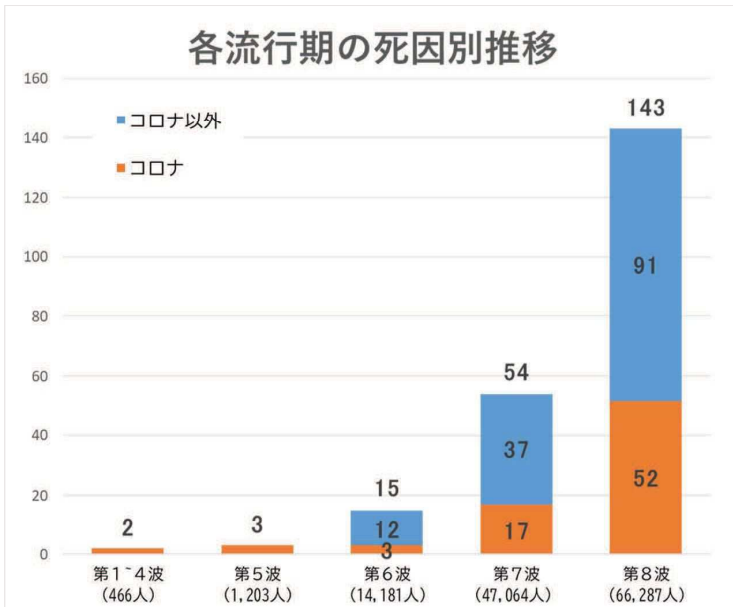
【鳥取県】変異株スクリーニング結果の推移



4

新型コロナウイルス感染症陽性者の死亡者数等

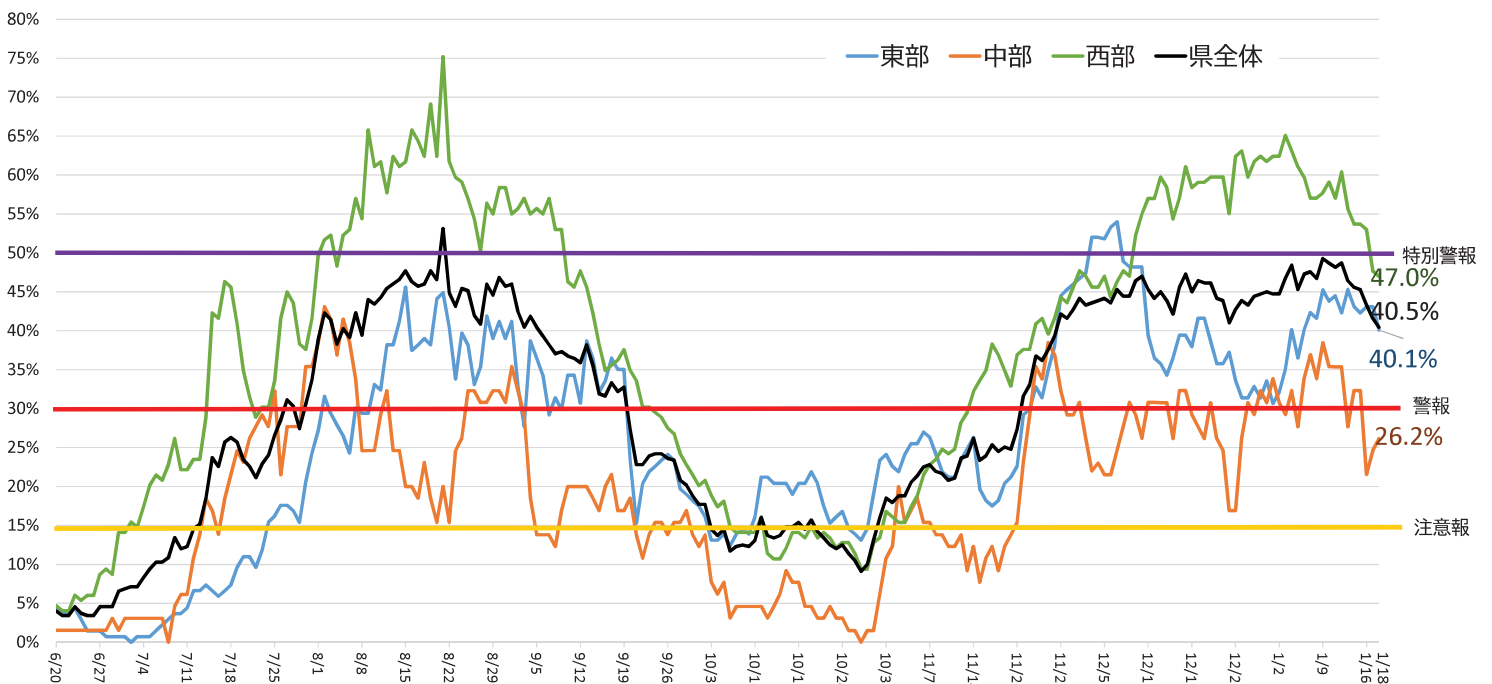
第8波は死亡者数が増加。70歳以上の高齢者が9割を占める



[公表日ベース、1月18日時点]

5

病床使用率の推移



6

病床確保緊急対策事業

- 医療従事者の自宅待機や一般病棟での院内感染等により、コロナ患者用の確保病床の運用は厳しくなっており、新規の入院受入れは、病床使用率の数字以上に難しい状況

<1/15現在の入院状況> ※括弧内の%は病床使用率

入院者の利用病床	東部	中部	西部	全県
確保病床	58人(42.3%)	21人(32.3%)	80人(53.7%)	156人(45.3%)
確保病床以外	115人	85人	86人	286人

- 療養病床に入院中の高齢者等は、転院等による急な環境の変化が精神的にも体力的にも負担となる場合がある



【コロナ病床の新たな運用方針】

各病院の合意に基づき、病院内で入院患者の陽性が判明した場合、**一般病床をコロナ病床に機動的に切り替え、必要な病床を確保**(事前協議が整った病院から運用開始中)

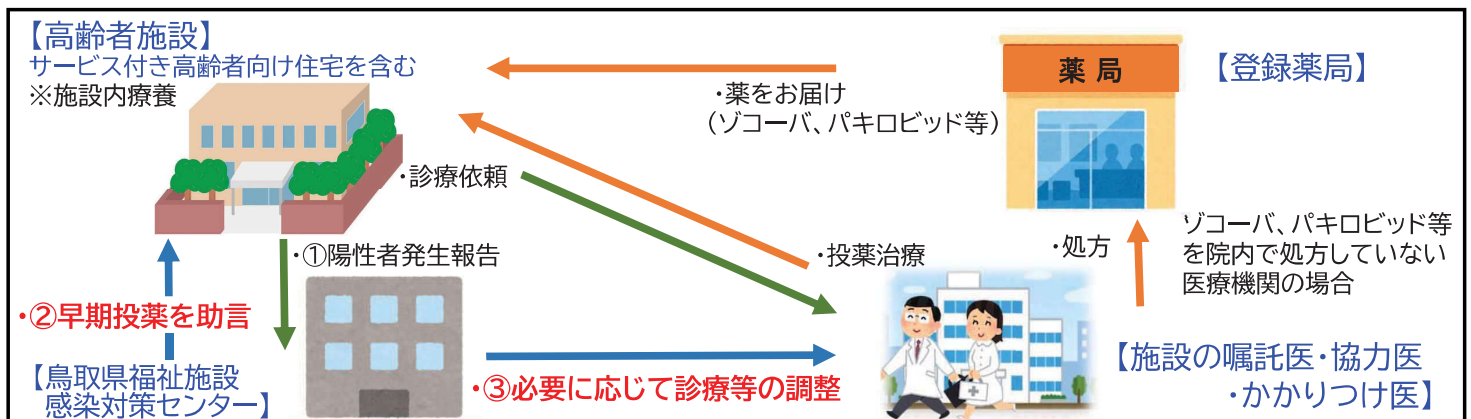
➔ 自院での入院受入れを継続していただくことで確保病床のひっ迫を回避するとともに、転院等による患者の負担を軽減

7

高齢者早期投薬緊急対策事業

○重症化防止に効果的なコロナ治療薬の早期投与を促進

・施設に陽性者が発生した時点で、感染対策センターから早期投薬を助言するとともに、必要に応じて診察等を調整



※在宅患者についても、かかりつけ医等が早期投与

(参考) コロナ治療薬の機関登録・処方実績

治療薬	登録医療機関	登録薬局	投与対象者
パキロビッド	74機関 (183人分)	38機関 (152人分)	重症化リスク因子のある患者
ゾコーバ	108機関 (21機関)	97機関 (11機関)	重症化リスク因子のない軽症～中等症の患者

← 登録医療機関・薬局の増加を働きかけ

※数値は1/4現在、ゾコーバのカッコ内は処方実績ありの医療機関数

※ラゲブリオ(対象:重症化リスク因子のある患者)は、昨年9月に一般流通が開始されたため、登録不要で通常の処方が可能

8

フルロナ重点対策

○新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、季節性インフルエンザの流行も始まっており、既に県内でも新型コロナと季節性インフルエンザの同時感染事例が5例確認されています。今後インフルエンザの流行が拡大した場合、同時感染者が急増する懸念もあり、厳重な警戒が必要です。

○同時感染による重症化リスクは、コロナ単独感染に比べて高いという報告もあり、県民の命と健康を守るため、フルロナ対策を重点実施します。

①コロナ、インフルワクチン接種による重症化防止促進

- ・市町村・医療機関・事業所・学校等と協力して、コロナ、インフル両ワクチン接種を呼び掛け(両ワクチンは同時接種可)
- ・コロナワクチン接種機会の拡大(高校での集団接種実施、県営会場の接種対象年齢を12歳以上に拡大など)

②コロナ患者への治療薬の早期投与による重症化防止

- ・コロナ治療薬の早期投与について、県医師会等と連携して推進 ※1/11、医療機関、高齢者施設等に早期処方と呼び掛け

③基本的な感染予防対策の徹底と自主検査、療養への備えと呼び掛け

- ・コロナ、インフルの基本的な感染予防対策は共通です。県民一人ひとりが換気、手指消毒等の徹底をお願いします。
- ・同時感染に備え、各家庭で国が承認した抗原検査キットや解熱鎮痛剤の準備をお願いします。

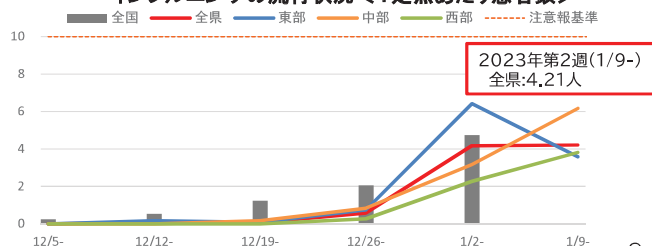
インフルエンザの流行状況

左欄：定点からの患者報告数合計(人)
右欄：1定点あたり患者数(人)

期間	全県		東部		中部		西部	
12/5-12/11	0	0	0	0	0	0	0	0
12/12-12/18	2	0.07	2	0.17	0	0	0	0
12/19-12/25	2	0.07	1	0.08	1	0.17	0	0
12/26-1/1	17	0.59	9	0.75	5	0.83	3	0.27
1/2-1/8	121	4.17	77	6.42	19	3.17	25	2.27
1/9-1/15	122	4.21	43	3.58	37	6.17	42	3.82

1定点あたりの患者数 全県:4,73人(1/2~8)

インフルエンザの流行状況<1定点あたり患者数>



第8波 緊急対策

ワクチン接種緊急促進事業

オミクロン株対応型ワクチンは、全国平均を上回る接種率で推移しているものの、依然、全体の4割程度の接種率にとどまっている。また、乳幼児や小児ワクチンの接種率は低迷し、この年代の感染が2割以上を占めるなど深刻な状況

乳幼児・小児接種は、市町村、医療機関と連携して接種を進めてきたが、接種率低迷の現状を受け、市町村と意見交換を実施(1/17)

<市町村からの意見>

- ・接種予約が入らなくなり、住民のワクチン接種への関心は落ち着き、接種自体停滞
- ・ワクチン接種に関する住民からの問い合わせもなくなっている

⇒ 改めて市町村、医療機関、県三者で連携し、今までの取組をより一層強化するとともに新たな促進策を実施することを合意

<新たな促進策>

○ショッピングモール、レジャー施設で接種促進キャンペーンを実施するとともに、モール内大型スクリーンで接種勧奨動画を放映

- ・接種促進キャンペーン 1/21(土) イオンモール日吉津 1/29(日) 鳥取砂丘こどもの国
- ・接種促進動画放映 1/21(土)~ イオンモール日吉津(調整中)

○小児科医会、市町村と連携・協力し、中部エリアでの小児集団接種会場を特別開設(日時・場所調整中)

<重点強化する促進策>

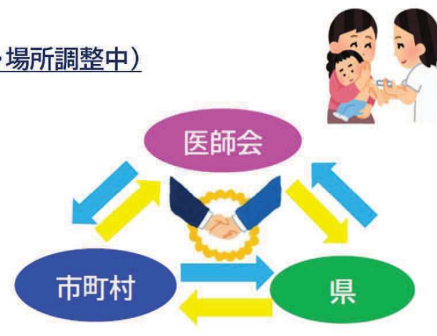
- かかりつけ医からの接種勧奨(チラシ、除菌シート等接種勧奨グッズ配布)
- 市町村乳幼児健診での接種勧奨の他、防災無線等広報の回数を増やすなど一層強化
- 市町村と県で協力し、保育所、幼稚園での保護者向け出前説明会を重点実施

<継続実施>

- 小児ワクチン集団接種会場(イオンモール日吉津) 毎週日曜日開催
- 乳幼児ワクチン接種ワンストップ相談窓口(電話) 0857-26-7976

※コロナワクチンと併せて、インフルエンザワクチンの接種についても接種を呼びかけ

※12歳以上の2価ワクチン接種促進のため、県産米ごはんパックをプレゼントする「初春ワクチン接種キャンペーン」を実施している他、県外往来が想定されることから、県立高校、企業等へのワクチンバス派遣を実施



新型コロナとインフルの同時流行に備えましょう！

新型コロナの感染が高い水準となっていることに加え、インフルエンザの流行が始まり、医療ひっ迫や命への危険が急速に高まっています

基本的な感染対策を徹底するとともに、特に、子どもやご高齢の方など体力や免疫力が低い方は、十分な睡眠、バランスの取れた食事、体調管理の徹底により感染・重症化リスクを下げましょう！

■重症化リスクの低い方は、医療への負荷をかけずに自宅療養を！

- 事前に市販の解熱剤や抗原定性検査キットなどの準備を
- 喉の痛みや発熱などの症状が出たら、ご自身で抗原定性検査キットで検査を
- 重症化リスクの高い方との接触を控えましょう
- 新型コロナの陽性だった場合は、陽性者コンタクトセンターに登録して自宅療養を
- 発熱などの症状には、市販の解熱剤などを使って療養してください
- 症状が重い場合は、かかりつけ医又は受診相談センターに相談を
- 陰性でも症状が続く場合は、医療機関に相談・受診を

■重症化リスクの高い方は、速やかに医療機関を受診し病状の確認を！

- 喉の痛みや発熱などの症状が出たら、速やかにかかりつけ医に相談を
- できるだけ速やかな新型コロナとインフルエンザのワクチン接種を

11

第8波
緊急対策

特措法第24条第9項に基づく要請

(地域：県内全域、期間：R5.1.11-R5.2.28)

① 家庭内や友人など近しい人との交流でも感染対策の徹底を

- ◆ 距離が確保できない場合や会話を行う場合など場面に応じたマスクの着用
- ◆ 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- ◆ 寒くてもエアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- ◆ 感染、重症化、後遺症予防のため、できるだけ速やかにワクチン接種

② お出かけの際は、感染対策のレベルアップを

- ◆ 県外往来や大きなイベント参加の際は積極的に無料検査を受検
- ◆ 新年会などの会食の際は、大人数を避け、マスク会食を徹底
- ◆ イベントの前後も含めて大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底
- ◆ 人ごみなど密な場所への立ち入り時には特に注意

③ 重症化リスクに応じたコロナに感染した場合の備えを

- ◆ 重症化リスクの低い方は、市販の解熱剤や抗原定性キットなどを準備し、症状が出たら自己検査で陽性だった場合は、陽性者コンタクトセンターに登録して原則自宅療養
- ◆ 重症化リスクの高い方は、速やかに医療機関を受診し病状の確認
- ◆ 医療機関を受診する際は、安心してお薬を使用するために必ずお薬手帳を持参

12

無料検査(PCR検査等)を活用しましょう

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- 現在、県内118ヶ所の無料検査所において検査実施中です。
お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。
※東部:48ヶ所、中部:28ヶ所、西部:42ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載
※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)
- 無料検査を**令和5年2月28日まで実施**していますのでご活用ください。

感染拡大傾向時の一般検査事業

⇒鳥取県民を対象とした無料検査

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

⇒県外者を対象とした無料検査
当面、本県の独自施策として実施
※他の都道府県は令和4年8月末まで及び
12月24日から1月12日までで終了

旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。

13

「鳥取県版 新型コロナ警報」(1月19日現在)

東部・西部地区に「特別警報」、中部地区に「警報」を発令しています。

オミクロンの様々な新規系統が確認され、感染拡大が続いています。
高い緊張感をもって、今一度感染対策の確認、徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	特別警報	12/6~
中部地区	警報	11/27~
西部地区	特別警報	12/13~

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(1/18)> 東部(40.1%)、中部(26.2%)、西部(47.0%)

⇒県内全地区において、感染拡大していることから、それぞれ「特別警報」、「警報」を継続しています。

14

県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出中

県東部・中部地区において、人口10万人・週あたりの新規陽性者数が1,000人を超えていることから、「**感染急拡大嚴重警戒情報**」を発出しています。

県西部地区においては、引き続き高い水準となっていることから、「**感染急拡大嚴重警戒情報**」を継続しています。

一般の事業所、高齢者施設、学校、保育所等での集団感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、より一層の感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:200人超/週 警戒:500人超/週 嚴重警戒:1,000人超/週
東部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,062.0人/週
中部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,027.3人/週
西部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	888.5人/週

15

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

新規陽性者数(対人口10万人/週)、最大確保病床使用率及び重症病床使用率のいずれも「レベル3」の水準未滿、かつ、コロナ重症者はいないため、コロナ医療が必要な人へ適切な医療ができていることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベル2」

※レベル2:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができている

3:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値(1月18日現在)	本県移行判断目安 (コロナ検査件数・インフル流行状況も考慮し、総合判断)		
		2	3	4
新規陽性者数(対人口10万人/週)	983.7人 (5,444人/55.3万人×10万人)	300人超/週	1,000人超/週	2,000人超/週
最大確保病床使用率	40.5% (142/351床)	概ね30%超	概ね50%超	概ね80%超
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	12.8% (6/47床) <small>コロナ重症者数0人(※)</small>	—	概ね50%超	概ね80%超

参考指標	数値(1月18日速報値)
PCR陽性率(直近1週間)	24.6% (5,444人/22,132件)

※コロナ重症者:新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引きによる(ICU入室又は人工呼吸器が必要な者)

16

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが1/18（水）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
803	高齢者福祉施設	○	鳥取市	7名	1/7～1/17
804	高齢者福祉施設	○	東伯郡	10名	12/17～25
805	高齢者福祉施設	○	境港市	12名	1/11～17
806	高齢者福祉施設	○	米子市	7名	1/13～16
807	認定こども園	○	米子市	10名	1/14～17

2 患者対応

陽性者は、入院、施設内療養または在宅療養を行う。

※機能別クラスター対策チーム等により発生施設等に対し、感染防止対策の指導・助言を実施している。

17

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（803例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
職員及び入所者7名	鳥取市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。 	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。 	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

18

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（804例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
職員及び入所者10名	東伯郡
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
「高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。	

19

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（805例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
職員及び入所者12名	境港市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
「高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。	

20

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（806例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
職員及び入所者7名	米子市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
「高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。	

21

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（807例目）

認定こども園

陽性者数	所在地
園関係者10名	米子市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、1/16（月）～1/18（水）一部のクラスを閉鎖した。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。	

22

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査的確かかつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

23

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

＜こころとからだの相談窓口＞

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00～21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30～17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392

24